

陳情第11号

コロナ禍のもと、児童・生徒の健康で衛生的な生活を保障し、人権が守られるために、生理用品を必要とする人に無償提供することを求める陳情

陳情の趣旨

コロナ禍において雇用状況が悪化し、失業や世帯の収入が激減している家庭の児童・生徒や、アルバイトができずに生活が困窮する学生が増えました。

とりわけ女性への影響が大きく、節約のために毎月の必需品である生理用品を購入することが出来ずに、「交換の回数を減らす」「トイレットペーパーなどの代用品を使う」など『生理の貧困』の実態が報道され、大きな社会問題となりました。

内閣府男女共同参画局によると、生理用品の無償配布を実施している自治体は581自治体で、予算措置をしているのは、200件（7/20時点）と調査結果を発表し、取り組みは急速に広がっています。

県内でも、明石市、加古川市、などが予算措置を行っています。政府は今回の調査結果について、「取組における工夫の効果として」生理用品がきっかけで相談支援につなげている事などをあげ、継続的に支援を行う仕組みを構築している例もあるとしています。

保健室に行けば生理用品が準備されていますが、「恥ずかしくて言い出せない」「保健室に行くところを知られたくない」など悩んでいる子どもたちがいます。

このような声に押され文科省も「学校の保健室以外にも生理用品の配備も許可」と通達を出しました。子どもたちが心理的な負担を感じることなく、いつでも利用できる環境を整え、人権と健康を守ることは大人の責任です。

ジェンダー平等と子どもたちの教育機会均等を進めるために、下記の事項を要請します。

陳情の項目

- 1 児童・生徒が安心して通学でき、心も身体も健康で衛生的な生活を保障するために、予算措置を講じ、生理用品を小・中学校の女性トイレに設置すること。
- 2 市内の公共施設（男女共同参画センターなど）の女性トイレに無償設置すること。
- 3 高等学校の女子トイレへの設置を県に要請すること。

令和3年（2021年）11月9日

宝塚市議会議長 三宅浩二様

陳情者 宝塚市湯本町4-4

新日本婦人の会宝塚支部

支部長 甲 斐 明 美